



家畜の飼養衛生管理基準をご存知ですか？

安全な畜産物を安心して消費してもらえよう、畜産物の安全性を確保し、家畜の伝染病の発生を予防するために、平成16年12月1日より家畜の飼養衛生管理基準が施行されています。

■ 飼養衛生管理基準とは、

家畜の衛生管理を徹底することで、家畜の伝染病の発生を予防するために、農林水産大臣が10項目からなる、牛、豚及び鶏の所有者が守るべき衛生管理の基準（飼養衛生管理基準）を定めました。

■ 万一、守れなかった場合は、

- 1 家畜保健衛生所などから改善点の助言・指導が行われます
- 2 指導が守られなかった場合は、県知事が改善勧告を行います
- 3 改善勧告に従わない場合は、改善命令を行います
- 4 この命令に違反すると30万円以下の罰金が科せられます

● 家畜（牛・豚・鶏）の飼養衛生管理基準（平成16年12月1日施行）

- 1 畜舎及び器具の清掃又は消毒を定期的に行うとともに、家畜及び作業衣、作業靴等を清潔に保つこと
→ 畜舎環境内の病原体が家畜へ伝播（感染）しないように経路を遮断します
- 2 畜舎に出入りする場合には、手指、作業衣、作業靴等について、家畜の伝染性疾患の病原体がひろがるのを防止するために必要な消毒その他の措置をとること
→ 畜舎出入口に踏込消毒槽及び手指消毒槽を設置し、作業衣や靴等を交換しましょう
- 3 飼料及び水に家畜及びねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう努めること
→ 病原微生物に汚染している疑いがない場合でも、これらの排せつ物等が混入してはいけません
- 4 他の農場等から家畜を導入する場合には、当該家畜を導入することにより家畜の伝染性疾患の病原体がひろがるのを防止するため、当該家畜に異常がないことを確認するまでの間他の家畜と接触させないようにすること
→ 導入家畜は、一定期間（少なくとも2週間程度）の隔離観察が必要です
この間は少なくとも独立した区画、隔壁の設置や作業を最後にするよう努めましょう

- 5 他⁵の農場等に立ち入った者がみだりに畜舎に立ち入らないようにするとともに、他⁵の農場等に立ち入った車両が農場に出入りする場合には、当該車両の消毒に努めること
→伝染病の病原体を持ち込む危険性を防ぎましょう
- 6 畜舎の屋根又は壁面に破損がある場合には、遅滞なく修繕を行うとともに、窓、出入口等の開口部にネットその他の設備を設けることにより、ねずみ、野鳥等の野生動物及びはえ、蚊等の害虫の侵入防止に努め、必要に応じて駆除すること
→飼養状況に応じてこれらの措置に努めましょう
- 7 家畜を他⁵の農場等に出荷する場合には、当該家畜が移動することにより家畜の伝染性疾病の病原体がひろがるのを防止するため、当該家畜の健康状態を確認すること
→家畜の移動に伴う家畜の伝染性疾病の伝播リスクを可能なかぎり低減させましょう
- 8 家畜の異常をできるだけ早期に発見することができるよう、家畜の健康管理に努め、異常が認められた場合その他必要な場合には、獣医師の診療を受け、又は指導を求めること
→日常の飼養管理の中で、常に家畜の健康状態に注意を払い、何らかの異常が認められた場合には速やかに獣医師の診療を受けることが極めて重要です
- 9 家畜の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家畜を飼養しないこと
→過密な飼養状態では家畜が過大なストレスを受け、病気にかかりやすくなります
家畜の健康に異常が認められない、適切な飼養密度で飼養しましょう
- 10 家畜の伝染性疾病の発生予防に関する知識の習得に努めること
→必要な知識の習得に当たっては、以下をご活用ください
家畜伝染病予防法、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令、動物用医薬品の使用の規制に関する省令、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律等
※ 関連法令サイト <http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi>

ご不明な点は、城南家畜保健衛生所まで

TEL 0966-22-3814 FAX 0966-22-3617